

平成31年1月定例総会

平成31年1月7日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成30年度第5回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年1月7日（月）午前10時～10時30分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	5番	中山	巖
職務代理	2番	岡崎	直正
	1番	黒原	一寿
	3番	山本	美加
	4番	橘	なぎさ
推進員	1番	池田	克彦
	2番	西村	芳秀
	3番	横山	保幸
	4番	宮上	昌三
	5番	上野	清吉
	6番	弘田	好希
	7番	田邊	昌一
	8番	池	俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

農林水産課長	二宮	真弓
農林水産課長補佐	岡田	哲治
農業委員会係長	中山	真寿美
事務局員	細川	美佐

会議の概要

議長
(中山会長)

ただ今から、土佐清水市農業委員会1月定例総会を開催いたします。
事務局長より一言お願いします。

事務局長

それでは、新年ですので、あけましておめでとうございます。
今年もよろしく申し上げます。去年は、変則で12月の忙しい時に、農地パトロールにご協力どうもありがとうございました。
新年になって、清水で大きな火事があって、皆さんも心配されたと思いますが、岡田補佐が近所で、第一通報者でもあり、心身ともにちょっと疲れておりますが見守ってあげてください。で、昨日も小江港でボヤがあったようです。これからまた、野焼きといえますか田んぼの手入れで、火入れたりすることがあると思いますので、それぞれの地域で見守りも、よろしくお願ひしたいと思ひます。今年も一年中山係長を中心に、どんどん積極的に進めていくはずですのでどうぞ、よろしくお願ひします。

議長

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして報告致します。
本日の遅刻・欠席はありません。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について
議案第2号 その他の件について
の審議についてお願ひいたします。

なお、本日の議事録署名人として、3番 山本委員、4番 橘委員の2名を指名いたします。

最初に、議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案書の2ページからご説明いたします。農地法5条の申請に係る意見の審議について、申請番号2番についてご説明いたします。
申請者のうち、譲渡人の住所氏名は記載のとおり、年齢71歳、無職。譲受人の住所氏名は記載のとおり、年齢43歳、職業は会社員です。事由は所有権移転、担当委員は中山委員です。
土地の所在は記載のとおりで登記簿地目、現況地目ともに畑、面積が495㎡となっております。対価は225万円です。
転用目的は宅地で、現在、譲受人は賃貸マンションを借りて生活しており、狭くて不便であるのと、申請地の近くに両親や親戚が住んでいるため、出身地

で住宅を建築したいということです。

資金調達についての計画ですが、自己資金により建築予定です。

その他の参考事項としまして、建物は平屋建ての計画で、日照に影響の出ないようにするとともに、排水等は全て側溝に排水する設計です。

議案書3ページの位置図をご確認ください。申請地は大谷の県道沿いから数十メートル海岸よりに位置しており、右の航空写真に区画を示しております。続いて4ページの現地写真をご確認ください。それぞれの方向から写真を撮影しております。写真を見ていただくと、杭が打っており、紐を張っておりますので筆界が確認できると思います。

5ページが土地の利用計画図となっております。ご覧のとおり住宅を建築する計画となっております。

続いて6ページをご覧ください。県へ提出する意見書の案となっております。

申請に係る事項については先ほどご説明したとおりです。工事計画として、着工が平成31年3月10日、完了が同年6月10日を予定しております。

農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、先ほど説明しました農地の区分につきましては、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないその他の農地と判断いたしました。許可基準に定める農地の区分の該当事項としましては、第2-1-(1)-カ-ア)その他の農地、甲種、第1種、第3種のいずれにも該当しない農地という区分です。

転用の面積は495㎡で、筆全体を転用する予定です。

検討事項としまして、農地の区分と転用目的については、周辺に3種農地を含む代替農地はないため適当、資力及び信用については、自己資金により建築予定のため適当、転用の妨げとなる権利を有する者はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画に無理はなく、関係者との協議も整っておりますので確実としております。許認可については、建築確認を申請予定です。

農地以外の土地の利用見込みについては、宅地として使用しますので適当としております。計画面積については、土地利用計画図等からみて妥当と判断します。また、宅地造成は伴いません。

周辺農地への影響ですが、日照および排水について支障はありません。それから、本件については一時転用ではありません。

土地改良事業については該当なし、都市計画との関係については、申請地は都市計画区域内となっており、農業振興整備計画との関係については、農業振興地域内、農用地区域外の農地となっております。以上、総合意見として、本申請に係る転用を行うための所有権移転を、土佐清水市農業委員会として妥当と認める、としておりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

中山委員

ただ今の説明に関して、担当委員として事務局と一緒に津呂の現地へ行って

まいりました。特別補足説明はありません。

議長 以上で、議案についての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。意見はありませんか？

はい、横山委員。

横山委員 周囲の農地の所有者に同意を取ったりは・・・

議長 事務局

事務局 申請の時点では、特に同意というものを取ったような書類とかは、出てきてないんですけども、会長と一緒に現地も確認させていただきまして、周辺農地に掛かる影響は少ないだろう、ないだろうということで、農業委員会の意見として提出したいと考えておりますが、必要に応じて周辺住民、農地の所有者から、同意等を取った方が良く、という決定になりましたら、そのようにお伝えして、動いて頂きたいと思います。

中山委員 農地の、その売買する農地のすぐ隣の家は、売買した人の土地やから、たぶん承諾して、売っているものと考えております。で、その土地の東側は道路で、右側も道路の、その農地の西側になりますか、そこも、その同じ所有者の土地ですので、たぶん大丈夫だと思います。

議長 その他に、ありませんか？ 気の付いたことなど。

はい、弘田委員

弘田委員 自分が建てるお金も自分がやるし、別段問題はないのでは、私は賛成です。

議長 はい、分かりました。 その他、何かありませんか？

ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より本件について異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

議長

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について
をおはかりします。議案のとおり意見書を提出することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

挙手全員であります。 よって本件は可決と致します。

次に、議案第2号 その他の件について

次回開催日は、平成31年2月4日(月曜日)
午前10時より 市役所第一会議室にて行います。

その他に何かございませんか。
ないようですので、以上で1月定例総会を閉会いたします。
ありがとうございました。